



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2554 号 2015.7.27 発行

社説：仕事と介護 離職防止へ支援を拡充したい

読売新聞 2015年07月27日

介護を理由とする離職をいかに防ぐか。政府と企業が連携して取り組むべき課題である。厚生労働省の研究会が仕事と家庭の両立支援に関する報告書案をまとめた。介護休業制度の見直しなど、介護しながら働く人を支える仕組みの拡充が柱だ。近く正式決定する。政府は、具体策を詰めて、来年の通常国会に育児・介護休業法改正案を提出する方針だ。高齢化に伴い、働きながら親の介護をする人が増えた。働き盛りの40～50歳代が中心だ。「介護離職」も年10万人に上る。共働きが増え、男性の割合も上昇傾向にある。ベテラン社員の流出は、企業にとっても痛手である。

育児・介護休業法では、介護が必要な家族1人につき最長93日の介護休業を保障している。ヘルパーの手配など介護の態勢を整えるための期間として設定された。

問題なのは、介護休業の取得率が3・2%と極めて低いことだ。原則として1回しか利用できないため、より大変な時期に備えて取得を控える人が目立つ。

確かに、介護は先の予測が立ちにくい。要介護者や親族の事情で、在宅介護から施設入所への切り替えなど、態勢の変更を迫られることもあり得る。

介護経験者の多くが、介護休業の分割取得を望んでいる。これを認めている企業では、離職割合が低いとの調査結果もある。

報告書案が、分割取得の制度化を求めたのは適切だ。

年5日まで認められる介護休暇についても、半日や時間単位の細切れ取得を提案した。介護休暇の対象となる通院の付き添いなど単発的な用事は、人によって回数や時間は様々だ。柔軟に利用できる仕組みが望ましい。

長時間の残業と介護の両立は困難だ。現行法では、介護中に残業時間を制限する規定はあるが、育児中に認められる残業免除は適用されない。独自に免除している企業では離職が少ない。制度化も検討すべきだろう。

企業の取り組みも重要だ。

周囲に気兼ねして、介護休業などの利用をためらう人が多い。社内外の支援制度の周知も十分とは言えない。従業員が介護の問題を抱えているかどうか、把握さえしていない企業が半数に上る。

企業は、相談体制を整備するとともに、従業員のニーズ把握と情報提供に努めてもらいたい。管理職研修などで日頃から介護についての理解を深め、両立しやすい職場作りを進めることも大切だ。

論説：介護職員不足

佐賀新聞 2015年07月27日

◆国と地方、連動する対策を

団塊の世代が75歳以上になる2025年度に必要な全国の介護職員は253万人に達し、このままだと38万人が不足する恐れがあることが、厚生労働省の推計で明らかになった。介護現場の低賃金や重労働は既に指摘され、定着率の低さも問題になっている。労

働環境改善などの対策が急務だ。

推計は必要な介護職員数に対し、確保できる見込みの人数の割合（充足率）を都道府県別でまとめた。全国平均は85・1%だが、宮城、栃木、群馬、埼玉は60%台から70%台とかなり低い数値が出た。一方、佐賀は96・0%で全国で2番目に高かったが、推移をみると、17年度の97・3%、20年度の98・6%と徐々に悪化していく予測で対策が必要だ。

ただ、この数値は国が提示した様式に、高齢化率や離職率などの数値を入れて算出したもので、現場には「どのデータを選ぶか、厳しく見積もるかどうかで違いが出ている」という指摘もある。国が進めるサービス再編や自治体の地域支援事業などを織り込めば推計値が変わってくる可能性も大きい。数値に憂慮するのではなく、介護職員確保や高齢者の暮らしを支える根本的問題に目を向けたい。

介護職員の数は、介護保険制度が始まった2000年度が55万人で、今は約3倍に増えているといわれる。だが、「低賃金で体力的にもきつい」というイメージが定着し人手不足は慢性化。厚労省によると、常勤の人で1年間に離職する割合は16・8%で全産業平均の12・4%を上回っている。勤続年数が短いことも影響し、平均月給は約22万円と全産業平均より10万円ほど低い。

そうした現状に対し厚労省は、介護サービス事業者に支払われる介護報酬を改定し、職員賃金が平均月1万2千円上がるよう手当としたほか、介護福祉士が離職した場合に各都道府県の福祉人材センターに届け出を求め、再就職を促すことを盛り込んだ社会福祉法改正案を今国会に提出しているが、大幅な改善は難しそうだ。

人材確保策とともに進められているのが、医療・介護の「病院完結型」から「地域完結型」へのシフトだ。一言で言えば「施設から在宅へ」ということだ。ただ、1人暮らしや高齢夫婦だけの世帯に対応する人の確保が課題になる。

そのため厚労省は「地域包括ケアシステム」の構築も考えている。自宅をベースに、医療・介護や生活支援、介護予防事業などを一体的に提供しようという考えだ。切り札となるのは24時間の定期巡回サービス。事業参入が少ないことなど課題も多いが、在宅は多くの人が望んでいる。実効性のある仕組みに育てたい。

こうした国としての政策が推進される一方で、地方はその地域の実情に合った独自の施策も考えたい。地域の人とのつながりの深さを生かす方法、医師会などと連携した取り組みがあるかもしれない。地域ならではの取り組みは不可欠だろう。

佐賀では27日、「介護労働懇談会」が開かれる。県や労働局などの行政、大学などの人材養成機関、高齢者福祉関係事業所など22団体が参加して、厚労省の推計の報告やこれからの対応について協議する。国の施策と並行して、佐賀の現状と将来を考慮した取り組みを始めたい。（小野靖久）

社説：無戸籍の子ども 放置は将来の芽を摘む

北海道新聞 2015年7月27日

親の事情で出生届が出されず、戸籍がない小中学生の生活実態調査を、文部科学省がまとめた。

把握できたのは3月時点で全国で142人。学力不足や、生活習慣が十分に備わっていない子どもの存在が浮かび上がる。虐待被害もうかがえる。

自らを証明する戸籍なしに育つことは、医療保険などの公的サービスから遠ざかるなど、将来にわたって重大な不利益をもたらす。

人権を守るためにも、無戸籍はあってはならない。

市町村には、こうした子どもが早急に戸籍を取得できるよう万全を期してほしい。

調査では、子どものうち1人は5年間就学せず、過去に未就学期間があった子どもも6人確認された。また、全体の35%は経済的な困窮状態にあった。

「九九ができない」「漢字が書けない」「年齢より体格が小さい」「栄養状態が不十分」「身

体的虐待の疑いがある」

子どもたちのそんな実情も報告されている。

家庭の貧困、混乱が原因で、学校に通わなかったり、欠席が多かったり、家庭内で孤立したりしていることと無縁ではないはずだ。

民法は「離婚後300日以内に生まれた子は前夫の子」と規定している。

調査結果からは、この期間内に出産して、子どもが前夫の戸籍に入るのを避けたいとの事情が見えてくる。解決に向けた民法規定の見直しが急がれる。

次善の策として、戸籍や住民票がなくても、手続きを踏めば小中学校に通う道も開かれている。児童手当、乳幼児健診なども受けられる。

ところが、市町村の窓口担当の中には、無戸籍だと学校に通学できないと誤解していたところもあった。適切な助言がなされず、救済機会が失われたケースも目立つという。

行政側の理解と丁寧な対応が欠かせない。

発表分は、市町村に相談が寄せられて判明した事例だけだ。「氷山の一角」と指摘されている。

支援団体は、無戸籍の子どもは毎年500人程度ずつ発生しており、大人も含めると、戸籍のない人は国内に1万人以上いると推計している。

無戸籍の人をなくすよう、法務省や文部科学省、市町村はもっと連携を強めるべきだ。

放置は子どもの将来の芽を摘む。それを忘れてはならない。

社説：熱中症 油断せず万全の予防を

京都新聞 2015年07月27日

二十四節気の「大暑」がすぎ、一年で最も暑い時期を迎えた。連日、全国各地で猛暑日や真夏日となり、熱中症の症状で搬送される人が急増している。

気象庁は今後の西日本の気温を平年並みとするが、台風12号通過後は晴れる日が多いという。引き続き熱中症への備えが必要だろう。外出時はもちろんだが、室内でも発症するので、自宅に居ても油断せず、予防を心掛けたい。

総務省消防庁によれば、今月19日までの1週間に全国で6100人余りが搬送され、うち14人が死亡した。搬送者は前週から倍増し、死者は3倍以上となった。

昨年は比較的涼しかったため、6～9月の搬送は集計を始めた2010年以降で最少の約4万人だった。だが猛暑が続いた13年は5万9千人近くが搬送され、10年には171人が亡くなっている。

熱中症は高温多湿の場所に長時間いることで、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節機能が低下して発症する。めまいや頭痛、手足のしびれ、吐き気などが起き、重症化すれば致死率が30%に至るという統計もある。

特に注意したいのは、発汗など体温調節の力が弱まっている高齢者だ。13年は搬送者の半数近くを65歳以上が占めた。

暑い日は不要不急の外出を控えることが肝要だが、高齢者は自宅で発症したり、亡くなったりするケースも多い。適度な冷房などで部屋の温度を下げているか、体調に変化はないか。本人だけでなく家族や近所の人にも気を配り、声を掛けるなどして確認したい。

子どもへの注意も怠ってはならない。歩いていてもベビーカーでも地面の熱に近く、大人以上に高温にさらされている。こまめな水分補給や帽子の着用といった対策はより重要となる。車の中は短時間でも温度が急上昇するため、子どもを残すことは極めて危険だ。

一方、若者はスポーツ中の発症が多いとされ、中学や高校のクラブ活動にも配慮が要る。時間を決めて日陰で休み、必ず水分をとらせるなどの対策を一層徹底したい。プールの監視と同様、生徒の異変にいち早く気付けるよう、一人一人に目が行き届く態勢で指導することも重要だ。

環境省は熱中症発症の危険度を示す「暑さ指数」のサイトで、日常生活の留意点を助言する。京都府や滋賀県もホームページで予防・対処法を紹介する。こうした情報も活用し

て正しい知識や対策を身につけ、熱中症を防ぎたい。

小規模保育、ほぼ全国に 待機児童解消へ新設 産経新聞 2015年7月27日

都市部の待機児童解消の柱とされる0～2歳児向けの「小規模保育」が、子ども・子育て支援新制度が始まった4月1日、45都道府県の1655カ所で実施されていたことが分かった。政府が、27日開いた「子ども・子育て会議」に報告した。

小規模保育は、0～2歳児を少人数単位で預かる仕組みとして国が新たに補助対象とした「地域型保育」の一つ。定員は6～19人で市町村が認可する。マンションや民家を利用でき、保育所新設が難しい都市部での活用が期待されている。

小規模保育は都道府県別では埼玉（231カ所）が最も多く、東京（219）、大阪（163）と都市部が多かった。富山と徳島はゼロ。設置主体は株式会社（有限会社）559、個人470、社会福祉法人220、その他（NPO法人など）は406だった。

地域型保育には、ほかに5人以下の「家庭的保育（保育ママ）」や従業員の子供を預かる事業所内保育などがある。

脳波+ロボットで支える「最先端リハビリ」は、脳卒中患者らの“福音”となるか？ 明大研究チーム 産経新聞 2015年7月27日



脳波を計測して「パワーアシストハンド」を作動させる最先端リハビリに期待がかかる＝川崎市の明治大（柳原一哉撮影）

明治大理工学部の小野弓絵准教授（医工学）と穂翔会村田病院（大阪）の共同研究チームは、脳卒中により手にまひなどが残った患者を対象に、ブレイン・マシン・インターフェース（BMI）を応用したリハビリ技術を開発した。患者の脳波を計測し、ロボットの補助によって運動機能の回復を目指す最先端技術で、今夏の検証実験を経てリハビリ手法の確立につなげる。

脳血管障害が原因でまひなどの後遺症が出た患者は、物をつかもうとしても「つかむ動作」自体を忘れてしまっていることが多い。患者が「つかむ」イメージをつかみやすいよう動画閲覧と脳波の計測、さらに装具を効果的に組み合わせた。

まずタブレット端末の画面に、手がボールを握ろうとするサンプル動画を表示。患者はそれを見て映像と同じようにボールをつかもうと念じると、脳波に特徴的な変化が発生する。

それを脳波計でとらえ、ほぼ同じタイミングで、まひしているほうの手にはめたグローブ型装具（生活支援ロボット）が作動する。

手は装具によって動かされた格好だが、タイムラグがないため患者は自力で動かしたイメージを持つことになる。一連の運動を反復することで、「つかむ動作」を再習得できると考えられている。

装具は、神奈川県のがみロボット産業特区で開発されたエルエーピーの生活支援ロボット「パワーアシストハンド」を用いた。

研究チームは、同病院の入院患者ら16人を対象に単回の実証実験を実施。短期訓練にもかかわらず指の動きが回復するなどの改善が見られたケースが複数あり、可能性の高さが示唆されたという。

小野准教授は「脳波計測とロボットによって動画の動きと手の動きが同期し、リハビリ効果が高くなる。反復によって脳血管障害で失われた経路に代わる別経路が脳内にでき、運動機能の早期の再構築がはかられるだろう」と説明する。

研究チームは7～8月、数十人規模の患者が参加した検証に着手。訓練を10日間行った場合の効果や、その持続性などを見る。障害の程度や期間別でみて効果の出やすい患者とそうでない患者を見極めるなどし、リハビリ手法の確立を目指す。一連の成果は論文として公表する。

今後は、指で「つまむ」動作にも応用できるよう研究を急ぐ。自宅でもリハビリを継続できるようにスマホ版の開発も検討する。

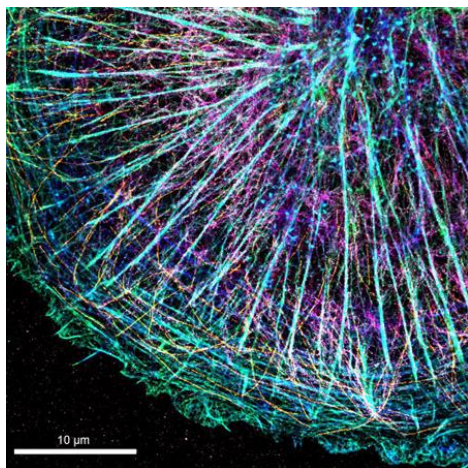
研究チームは将来的には装置の健康保険適用を目指すとしている。

慶応大グループも同種の研究に取り組み、脳波の読み取りを利用したリハビリシステムを開発。民間企業と組み製品化を目指している。(柳原一哉)

ブレイン・マシン・インターフェース (BMI)

頭部にセンサーを取り付けたり、脳に電極を直接埋め込んで脳波など「脳情報」を取得。念じたりイメージしたりするだけで、機械を思い通りにコントロールする技術。反対に外部の情報を脳に「入力」する技術もある。埋め込み型は安全面で課題を残すとされる。

細胞骨格、くっきり撮影 京大グループ、がん診断に応用も



京都新聞 2015年07月27日
新しい手法を使って撮影したカエル細胞の骨格画像。細胞中心部から放射状に伸びる構造などが鮮明に再現されている(渡邊教授、木内准教授提供)

超高解像度で細胞の構造を可視化する手法を、京都大の渡邊直樹生命科学研究所教授や木内泰医学研究科准教授らのグループが開発し、カエルの細胞の骨格を従来にない鮮明さで撮影することに成功した。英科学誌ネイチャー・メソッズでこのほど発表した。

ミクロの世界の観察では、昨年のノーベル化学賞の授賞業績をはじめとして蛍光分子を標的の分子や構造に結合させる手法が取られている。しかし、蛍光分子を密に結合させることに限界があり、解像

度を高めるのが難しかった。

グループは、標的分子への結合と解離をランダムに繰り返す蛍光分子を使用。撮影を複数回行って合成することで、従来よりも格段に精細な画像を得ることができた。カエルの細胞の骨格を形成するアクチン線維などの分子も鮮明に捉えられた。

渡邊教授は「異常なタンパク質の蓄積も高精度に捉えることができ、がんや神経疾患などの診断や病態の解明に応用できる」と話している。

カレーでうまい社会貢献



読売新聞 2015年07月27日
地域振興にも貢献できるレトルトの「王余魚沢カレー」を作った三沢さん(青森市浪岡で)

青森市浪岡の「王余魚沢倶楽部」のカフェで人気の「王余魚沢カレー」が、社会貢献に役立つ「寄付つき」のレトルトカレーとなり、発売された。売り上げの一部を「地域活性化の活動に取り組む団体などに寄付する」という。販売会社は「おいしい社会貢献に取り組んでもらえれば」と話している。

王余魚沢倶楽部では、廃校になった小学校の校舎や体育館を活用し、芸術イベントの開催やカフェの

運営などを行っている。レトルトカレーを手がけたのは、同倶楽部の運営支援などを行う同市のNPO法人「あおもりNPOサポートセンター」の元常務理事三沢章さん（63）だ。

カフェで提供しているカレーのレシピも三沢さんの考案だ。お客さんから好評だったため、昨秋頃からレトルト化に取り組んだ。長期保存とおいしさの両立を目指して試行錯誤を繰り返し、6月に発売した。トマトの酸味にバター風味、スパイスの辛さが調和したバターチキンカレーに仕上げた。

レトルトカレーは1080円。1年間の販売収益の5%を、市民ファンド「青い森地域創造基金」を通して、地域振興に取り組む団体などに寄付する。カレーを作るのは宮城県の障害者就労支援施設で、障害者の働く場作りにもつながるといふ。

三沢さんは「地域活性化に取り組む団体への応援に加え、障害者支援にもなる。もちろん味には自信があるので、カレーを味わいながら社会貢献に取り組む活動が広がってほしい」と話していた。

三沢さんが経営する写真撮影兼カレー販売会社「アム・コラボレーション」（青森市）がインターネット販売しているほか、同倶楽部などでも購入できる。問い合わせは同社（050・5875・3860）へ。

障害者が海水浴

読売新聞 2015年07月27日

体の不自由な人に夏の海を楽しんでもらおうと、鎌倉市民有志とボランティアら計約80人が26日、鎌倉市の材木座海岸で、水に浮かぶ車いすなどを使った海水浴イベントを初開催した。

県内や都内などから10～50歳代の障害者約20人が参加。救命胴衣を着け、ボランティアと一緒に沖合に出たり、波打ち際で水遊びをしたりして海を満喫した。砂浜の一角には、車いすが通行しやすいようベニヤ板90枚を敷き詰めた「鎌倉バリアフリービーチ」も登場した。

実行委員会代表で、内科医の酒井太郎さん（45）は「初めて海に入る人もいたが、喜んでもらえて良かった。他のビーチでも参考になるよう、今回の取り組みをマニュアルなどにして残したい」と話していた。

「障害者権利条約」を実効性のあるものに 神戸で講演とシンポジウム

神戸新聞 2015年7月27日

シンポジウムでは「連帯して運動を進めよう」と確認した＝あすてっぷKOB E

障害者支援について考える「障害者の明日を語り合うつどい」（神戸新聞社など後援）が26日、神戸市中央区橋通3のあすてっぷKOB Eで開かれた。日本が国連の「障害者権利条約」を昨年1月に批准したことを受け、条約をより実効性のあるものにするため、何が必要かを話し合った。



NPO法人日本障害者センター理事の白沢仁さんが「障害者権利条約をねがいの実現に生かそう」と題して講演。政府は来年2月までに同条約の運用状況を報告し、審議を受ける。これに対し、国連へは民間団体からも報告書を提出することができるため「障害者同士が協力し、現状を正確に伝える必要がある」と訴えた。

続くシンポジウムでは、社会保険労務士の春名秀彦さんが障害者の無年金問題について「厳しい条件設定があり資格を得るのが難しい」と指摘。視覚障害がある今泉勝次さんは、

65歳になると障害者福祉サービスから介護保険へと切り替わる「65歳問題」について触れ、「介護保険になると受けられる支援が減る」と実情を訴えた。(片岡達美)

三田・社会福祉法人 使途不明金1億円、架空工事発注疑いも

神戸新聞 2015年7月27日

兵庫県三田市の社会福祉法人「三翠会」によるサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)建設をめぐる不適切な会計処理問題で、特別監査をした兵庫県は27日、使途不明金が少なくとも約1億円に上ることを明らかにした。また、別業者に架空工事を発注していた疑いがあることも分かった。

県によると、サ高住の建設計画は、理事長の夫である当時の男性評議員(60)と男性理事(58)が進め、2013年3月、理事会の承認なしに大阪市の建設業者と15億1200万円を随意契約した。

元評議員は法人から工事費名目で1億950万円を引き出し、理事に渡したと県に説明。だが、うち3900万円は融資借り換えに伴う都市銀行への違約金(6千万円)の一部に充てられ、残りの使途は不明。また実際に業者に支払われた12億5千万円のうち9500万円は三翠会の「裏金」となり、ここからも違約金が支払われたとみられる。

一方、法人が別業者と契約した進入路工事はサ高住の建設工事に含まれ、架空の疑いが強いという。理事らは工事費として4230万円を法人から引き出し、一部をブローカーに渡したとしているが、2730万円の使い道が判明していない。

県は元評議員と理事が出金した計1億5180万円のうち、9780万円を使途不明金と判断。県が設置を求めた第三者委員会が8月中にも調査結果をまとめる。(斉藤正志)

男性のDV相談が増加...被害・加害の両側から

読売新聞 2015年07月27日

神奈川県内でDV(ドメスティック・バイオレンス=配偶者らからの暴力)に悩む男性の相談が増えている。

県配偶者暴力相談支援センターに寄せられた男性からの被害相談は、昨年度まで2年連続で増加。「暴力を振るってしまう」という加害者の立場の相談も4年連続で増加しており、県は男性専用の無料電話相談窓口を設置して対応を強化している。

県人権男女共同参画課によると、2011年度に寄せられた男性からのDV相談は、被害相談が110件、加害相談が58件だったのに対し、14年度は被害相談137件、加害相談70件にそれぞれ増加した。

被害相談の内容は、身体的な暴力に加え、「妻が現金を管理して渡してくれない」など経済的な訴えも。加害相談では「相手への暴力行為をやめたいが、どうしたらよいか」といった悩みもあったという。同課は「男性が相談しやすい環境になったほか、相談窓口の周知が進んだことが相談増加につながったのでは」とみている。

県はこれまでも、同センターに男性向けの被害相談窓口を設置していたが、昨年11月、新たに被害、加害両者に対応した窓口を開設した。毎週月・木曜の午後6～9時、男性の精神保健福祉士を配置して受け付けている。希望があれば、心療内科のカウンセリングや加害者更生プログラムを実施する民間団体を紹介するという。

同課は「DV被害防止のためには、加害者側への対応も重要。相談によって感情を整理できることもあるので、窓口を有効利用してほしい」とPRしている。相談窓口(0570・783・744)。

【佐世保高1殺害・事件から1年】殺人衝動抱えつつ― 「心情に変化」加害少女の更生模
索 社会復帰後の支援課題 共同通信 2015年7月27日

長崎県佐世保市で高校1年の女子生徒＝当時（15）＝が同級生の少女（16）に殺害された事件は26日、発生から1年を迎えた。殺人衝動を抱える加害少女に、長崎家裁は13日の決定で医療支援を伴う矯正教育をすれば更生の可能性があると判断、少女は京都医療少年院に移送された。この1年で謝罪できるまで「心情の変化があった」と指摘する関係者もいるが、矯正には困難も予想され、社会復帰後のケアが課題となる。

「反省や後悔はない」。捜査関係者によると、少女は事件後の取り調べで、殺人衝動を抱える自分を「変えたい」と吐露することもあったが、わびる様子は見せなかった。今年1月まで約5カ月間、検察側の精神鑑定を受け、長崎家裁に送致後も約4カ月間、家裁独自の鑑定を受けたが、この間も謝罪はなく、7月の少年審判を迎えた。



医療少年院への送致が決まった少女を乗せ長崎家裁を出る車＝13日

審判の様子を知る関係者によると、女子生徒の父親の意見陳述を前日に聞いた少女はうつつきながら体を震わせて泣き「本当にごめんなさい」と謝罪。女子生徒から進路を相談され、歴史が好きなので先生になるよう勧めた話も明かし「みんなに好かれるいい先生になると思ったのに、事件の時はそういうことが思い出せなかった。未来を奪ってしまった」と後悔の気持ちをにじ

ませた。

少女の謝罪について、精神鑑定や家裁調査官の聞き取り作業が、少女が自分の問題と向き合うきっかけになったとみる専門家もいる。家裁も処分決定の際、少女が共感力の乏しい自閉症スペクトラム障害で今も殺人衝動を抱いているとしながらも「変化の兆しはみられる」と指摘した。

京都医療少年院では、殺人衝動を別の衝動に置き換える方法を探したり、自分の言動を相手がどう受け取るか立場を逆転して考える疑似体験を繰り返したりして社会復帰を目指す。

ただ、少年院法の規定で収容期間は最長26歳になるまでと限りがあり、再犯を不安がる声もある。これに対し、6月1日施行の改正少年院法は、社会復帰後の相談に少年院が応じ支援することが盛り込まれ、家裁も決定で「生涯にわたり対応を継続する必要がある」と提言するなど、復帰後のケアに注目が集まる。

1997年に起きた神戸連続児童殺傷事件を家裁判事として担当した井垣康弘弁護士は、関東医療少年院を2004年に仮退院した加害男性を、ボランティアでサポートしようとする動きもあったが、関係が途絶えたと明かす。態勢を組むのが遅かったとし「少女には早く支援チームを結成し、面会を重ねて信頼関係を築く必要がある」と訴える。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行